

平成 23 年 第 5 回 定例

摂津市教育委員会会議録

開催日時 平成 23 年 5 月 18 日 (水) 午後 1 時 30 分開会

午後 3 時 30 分閉会

開催場所 摂津市役所本館 3 階 301 会議室 (旧大会議室)

付議事件

議案番号	件 名	審議結果
47	平成 24 年度使用中学校教科用図書調査員の任命の件	承認
48	摂津市奨学資金条例を廃止する条例制定の件	承認
49	摂津市立幼稚園条例施行規則の一部を改正する規則制定の件	承認

出席者

委員長	新庄慶昭	教育次長兼		教育政策課長	若狭孝太郎
委員長		次世代育成部長	馬場 博	こども教育課長	小林 寿弘
職務代理者	溝口重雄	教育総務部長	登阪 弘	教育推進課長	撰田 裕美
委員	大矢優子	生涯学習部長	宮部 善隆	児童相談課長	北橋ひとみ
委員	原田正文	次世代育成部次長		総務課長代理	安田 信吾
教育長	和島 剛	兼教育センター所長	前馬晋策	子育て支援課長代理	高田 邦明
		生涯学習部次長		教育政策課長代理	野本 憲宏
		兼文化スポーツ課長	布川 博	こども教育課長代理	木下 伸記
		生涯学習部参事		安威川公民館長	岡本 治
		兼生涯学習課長	池上敦実	総務課総務係員	奥村 有理
		総務課長	岩見賢一郎		
		子育て支援課長	大橋 徹之		

委員長

ただいまから、平成 23 年第 5 回教育委員会定例会を開催いたします。本日の署名委員は大矢委員です。よろしく願いいたします。それでは議案審議に入る前に、議事進行について 2 点ほどお諮りいたします。

本日の付議案件は、議案第 47 号から第 49 号まで 3 件ありますが、第 47 号の付議事件につきましては、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第 13 条第 6 項の規定によりまして、一定時期まで秘密会とさせていただきます、関係部課長の出席を求め審議いたします。議案第 48 号から第 49 号の 2 件の付議事件について先に審議したいと思います。以下、報告事項、その他等のすべての報告が終了後、引き続いて暫時休憩の後に秘密会を再開いたしまして議案第 47 号について関係部課長の出席を求めまして順次審議をしたいと思います。次に開催通知の 5 番目、その他の案件(1)摂津市文化財保護審議会から市指定有形文化財指定の答申の件についてでございます。この答申は、平成 23 年第 2 回の定例会で文化財保護審議会に諮問をいたしましたことについての答申でございます。すでに答申を頂く為、摂津市文化財保護審議会の委員長、副委員長にお越しを頂いているところでございます。従いまして、付議事件に入ります前に、審議会委員長から答申を頂いて、その後各委員からご意見やご質問を頂きまして、答申の審議を終えた後に、付議事件等に移りたいと思いますがご異議ございませんでしょうか。

全委員

異議なし。

委員長

異議なしとのことですので、本日の議事進行につきましては、まず、摂津市文化財保護審議会から市指定有形文化財指定の答申の件を行いまして、その終了後に、議案第 48 号から順次進めまして、各課事業予定の報告終了後に議案第 47 号を秘密会として再開させていただきます。それでは、暫時休憩いたします。

【暫時休憩】

委員長

それでは再開いたします。

摂津市文化財保護審議会からの答申の件について生涯学習課長から説明をお願いします。

〔以下、参考資料等により、(1) 摂津市文化財保護審議会からの答

申の件について報告あり]

生涯学習課長

平成 23 年 2 月 24 日付けで摂津市教育委員会から摂津市文化財保護審議会に諮問しておりました指定有形文化財の指定について摂津市文化財保護審議会から答申をいただきたいと思いをします。

本日は摂津市文化財保護審議会、西村委員長、服部副委員長にお越しいただいております。なお、頂きました答申につきましては、次回第 6 回定例教育委員会にて指定案件として提案させていただきます。それでは、西村委員長から新庄委員長に答申書をお渡し願います。ありがとうございました。

それでは、西村委員長から答申内容についてご説明願います。

西村委員長

始めに読み上げをさせていただきます。摂津市文化財保護審議会は、平成 23 年 2 月 24 日付で摂津市教育委員会から摂津市文化財保護条例第 6 条第 3 項の規定に基づき、摂津市立第 6 集会所(旧一津屋公会堂)及び、明和池遺跡出土土馬の摂津市指定有形文化財指定について諮問を頂いてから慎重審議をした結果、摂津市指定有形文化財の指定について別紙のとおり摂津市教育委員会に答申を申し上げます。以下、説明をさせていただきます。3 月 17 日、4 月 28 日に審議会を開催しました。旧一津屋公会堂のことについて、大正 2 年に建てられた芝居小屋であった。地元の一津屋を中心とした農家の 160 世帯の方々が出資をして、公会堂が出来上がりました。建坪は約 90 坪、収容人数は 250 名そのような公会堂ができました。時代背景を考えますと、希少価値のある建物だったと思います。当時、淀川の直線化工事が 4 年前に終わっていました。同様に、神崎川の直線化工事が行われていました。当時、この地域においては、シンボリックな建物になりました。今も昔もかなりの希少価値のあるものだと思います。しかし、今も使用するにあたっては、3 点程問題があります。1 つは、バリアフリーではないということ。2 つ目は、お手洗いが外に設置されているということ。3 つ目は、2 階の手すりが低いということは、今の建築基準では満たされないということです。以上が一津屋公会堂についてです。明和池遺跡出土土馬とは土馬の頭部、胴部、脚部の 3 点からなる。頭部は 8.6 センチ、胴部は 6 センチ、脚部は 6 センチということでそんなにも大きなものではありません。絵馬というルーツにあたるということです。この土馬は祭祀用の雨乞いであったり、五穀豊穰の際に用いられたといわれております。かつては、生きた馬を奉納していたと言われて

おりますが、生きた馬を奉納することを禁じられた為に現在の土で作った馬に代行させるということがあったようです。このようなことは、小さい村だけで行っていたことではないと思います。明和池遺跡出土土馬は原位置を保って検出されており、7世紀中頃の年代が想定できている。難波の宮の後期の工事にあたっていたというそんな頃です。三宅村というのは、物流のセンターでした。そのような、物流のセンターがあったところから発掘された物というのはかなり期待できると思います。発掘された時期が7世紀中頃の年代が想定されていますが、他の地域で発掘される土器の類が土をはいでいって、時期が明確になりました。これよりも上の層、これよりも下の層も発掘されています。PPの2.08というところだそうです。PPというのは、東京湾の平均水位のようです。土木関係ではOPを使いますが、考古学関係ではPPでいっています。PP9.08メートルのところ、頭がありまして、その20センチ上の9.06のところ、胴体の部分がありました。このようなところから、年代がはっきりわかるということです。土馬の出土例というのは、府下で40例あります。近くでは、吹田で1つ、高槻は郡家のところで1つ、ということで大規模な集落があったと推測できるということではないでしょうか。摂津市指定有形文化財に指定するのにふさわしいものではないかと考えます。

委員長

西村委員長、答申のご説明ありがとうございました。では、ここで委員からご質問等があればよろしくお願いします。

教育長

答申いただきましてありがとうございました。この2つの文化財をどのように保存していくか、特に一津屋の公会堂、明和池遺跡出土土馬につきましては、市全体として、市民に喜ばれるような活用をしたいと思います。ありがとうございました。

委員長

他に何かご質問等ございますか。無いようですので、本日は西村委員長様、服部副委員長様、お忙しい中ありがとうございました。これで、市指定有形文化財指定の答申の件につきましての報告を終了したいと思います。では、暫時休憩いたします。

【暫時休憩】

委員長

再開します。では、議案第48号を議題と致します。議案第48号「摂

津市奨学資金条例を廃止する条例制定の件」を上程します。子育て支援課長から説明をお願いします。

子育て支援課長 議案第 48 号「摂津市奨学資金条例を廃止する条例制定の件」について別紙のとおり決定したいので、承認を求めるものでございます。本件は、その他 (6)「第四次行財政改革実施計画への対応について」と関連いたしますので同時に説明させていただきます。

【以下議案書、参考資料等により説明あり】

委員長 何か質問はございますか。

大矢委員 就学援助認定基準額の他市との比較ですが、見直しをしているのは吹田市のみなのですか。

子育て支援課長 就学援助金制度の見直しにつきましては、平成 17 年の際に各市が運営している制度に対する補助のあり方を国が見直しました。その際、大阪市、吹田市、摂津市、の 3 市につきましては、ほとんど見直しを行わずに広く運用してきました。大阪市については、22 年度、吹田市につきましても 23 年度から、箕面市も 22 年度からさらに見直しを行っております。高槻市であったり、茨木市であったりは、平成 17 年度以降 20 年度までに何度か見直しをしております。

委員長 他に質問等はございますか。

委員長職務代理者 広く予算の問題、これは市長に専決権があります。従って、今後の協議事項であるとか、議会にかける日程等のお話もありましたが、議会と市長との間において最終的には決めていかなければなりません。ただ問題は、そうではあるのですが、教育の所管については市長と言えども、委員会の意見聴取をしないといけません。そういったところから、議案ではないけれども、こういう形で意見聴取をされたと思います。ただ、幼稚園の保護者制度なんかは、6 年度まで凍結するということですから、直接意見は言いませんが、この高校の奨学金については、抽象的ではありますが、前回 2 点に渡って、私は意見を言いました。繰り返し申し上げますと、1 つは、奨学金は委員会では決めませんが、各中学校の段階におきまして、キャリア教育を含めて進学指導の段階で非常に厳しい教育を特

に3年生の段階できっちりしていただきたい。少なくとも、この1学期の段階で授業が落ち着かないという生徒が出て来るのではないかと思います。この奨学金制度にしても、個々の補助制度にしても要は公金をいかに財政が窮屈な中で有効に使うには中学校の現場において厳しくしていただかなければ、将来を思いスタートを切った生徒達が未永く学んでいけないということは進路としてどうであったのか、ということが問われると思います。従って、秋の段階で一度今年高校に入学された子ども達の状況を求めた時に各学校ではそのような調査は行っておりませんという答えが返ってきているのですが、夏休み前に調査をかければ回答が返ってくるはずだと思います。そのようなことをきっちり行ってほしいと思います。そうでなければ、認定率を見直しても府下トップであることは、良いことだとは思いますが、生きた金にしなければなりません。今まで行っていなかったということは水準が高いということですね、そのようなことを保護者、市民がどれだけ有り難く、知っているのかどうかということが大事です。トップということを、僕自身は今日初めて知りました。このようなことを市民レベルで発信しなければならないと思います。1点はそういうことです。もう1点は、特に四次改革計画の1つです。四次というのは、10年です。10年間このようなことを行っていった時に市民構造がどうなっていくかということ。市民の教育格差といいますか、社会格差等色々あると思いますが、こういう風な街づくりを行っていった際に結果どうなっていくのだろうかということを十分考えていかなければならないと思います。

大矢委員

溝口職務代理の1つ目の進路指導についての話ですが、学校は、進学するからには一生懸命にきなさいとよく子ども達にも話をするのですが、中学校卒業で働くという選択は出来るのですが、今の時代、中卒では就職口がないからということで高校に進学させる進路指導をしております。高校が決まった時に高校から入学までにこれだけの課題をきなさいと厳しい指導もいただいております、子どもたちも分かっていると思います。中学校からも、高校からも厳しい指導をしているのは確かです。その点は、心配されなくても大丈夫かと思えます。ただ、中退の数を把握するのは、中学としては難しいのではないかと思います。

委員長職務代理者

1点目の問題は、絶対数としてはもちろん10年前20年前と比べ

れば、何パーセントか分かりませんが9割近く進学をしているのではないかと思います。それは、高校の3年間を終えることが社会人としてより良いのだと思います。進学するにしても、例えば専門職を選択する道もあるだろうし、修業に入る選択肢もあるだろうし、みんな同じ道に行くということは結果を見たときにどうなのかなということだと思います。全部、望みを叶えてあげることが一番いいと思いますが、1学期にしてリタイヤしてしまうとかの場合は進路選択に誤りがあったのではないかと思います。中学の進路指導の問題だけではありません。生徒の関係、保護者と先生との関係。今は、保護者を対象とした指導といいますか協議が難しいということも重々承知はしておりますが、望ましい形に持っていかなければ、このような繰り返しになります。これは、摂津だけの問題ではありません。一般的な社会の流れ、これは十分あります。それから、2点目の調査が難しいことは、色々な形で3年生の担任の方は行く末を心配しています。だから、伝えるだけで十分把握できるはずだと思います。それは、難しいということではありますが出来ないということはないと思います。

教育長

今のお話ですが、最初に前回にもこの議論をしております。進路指導の問題ですが、中学校の場合、その子の能力、どこに進学させるのがいいか、あるいは就職、専門学校とあります。前回もお話いたしましたでしたが、その後の行動については、いろんな方面から中学校の先生方がフォローしておりますので聞いています。そこまでだろうなと思います。奨学資金の話と就学援助の話が一緒になっているのではないかと思います。奨学資金制度は、家庭の事情で進学できない子どもたちを助けるということが本来の目的です。これは決して公金が無駄に使われるということはありません。もし、辞めた場合は、そこでストップになります。しかし今回は、それを給付型に変えて行こうと言うことです。若干、意味合いが変わってきます。経済的な理由で進学できない子どもたちを助けていくということは我々の役割だと思っています。このことについては、これまでどのような制度設計がいいかということをも市長部局とも話しています。今日ここでご理解いただき、もう1度議会の方とも相談して進めていきたいと思っています。先程出ました、キャリア教育についてですが、そのことは溝口委員さんが言うように小学校、中学校の段階から進めていくのは大事なことだと思います。あと2点目の第四次行革は5年間です。5年間かけてですが、就学援助の問題等

は 23 年度内に見直していきたいと思っております。

委員長職務代理者 学校現場で進路指導を熱心にしていただいているということは十分に理解しております。しかし、結果という面から検証しなければなりません。一生懸命の取り組みは、分かっておりますが、結果です。

大矢委員 進路指導を一生懸命していただいているということは、溝口職務代理も十分に理解しておられると思います。進路指導で最後に大事なものは、保護者ではなく本人です。今学校では、保護者が学校を指定するのではなく、子どもが行きたいと思った所に方向性が向いていくのがほとんどです。

委員長職務代理者 本人の意見を重要視するということは、十分に理解できます。ただ、扶養は成人するまでの過程として必要なわけですが、それは、法律でも言われているように親の責任でもあります。大人たちがアドバイスをしなければなりません。どうしても詰まってしまう場合は、保護者として厳しい指導が必要です。

原田委員 進路指導については、学校側はかなり努力されていると思います。高等学校での中退は非常に多いです。保護者の問題というの、社会問題になりました。今の、日本の社会で高等学校を出ないと行き場がないという傾向があります。90年代位までは、中学校を卒業して仕事というものはありました。今は、ありません。ある意味、子ども達も高校しか行き場がない状態です。退学する子たちのフォローというの、文科省の方も姿勢を変えてきているのですが、かつては大検などもかなり難しかったので、90年代大検を受けて大学に行くということは現実問題不可能に近いものでした。ここ 10 年程では、再チャレンジという意味でフリーパスになってきています。学校だけが、どうこうという訳ではないと思います。

委員長 貴重なご意見ありがとうございました。他に質問はございますか。無いようでしたら、議案第 48 号「摂津市奨学資金条例を廃止する条例制定の件」について原案どおり承認いたします。

続きまして、議案第 49 号「摂津市立幼稚園条例施行規則の一部を改正する規則制定の件」を上程いたします。子育て支援課長から説明をお願いします。

子育て支援課長	<p>議案第 49 号「摂津市立幼稚園条例施行規則の一部を改正する規則制定の件」について別紙のとおり決定したいので、承認を求めるものでございます。本件は、報告事項（1）「摂津市私立幼稚園就園奨励補助金交付要綱の一部を改正する要綱制定の件」と関連いたしますので同時に説明させていただきます。</p> <p>【以下議案書、参考資料等により説明あり】</p>
委員長	何か質問はございますか。
委員長職務代理者	要は補助制度で連動するということですか。他市と同じということですね。
子育て支援課長	はい、そうです。
委員長	他に質問はございますか。無いようでしたら、議案第 49 号「摂津市立幼稚園条例施行規則の一部を改正する規則制定の件」について原案どおり承認いたします。続いて報告事項に移ります。事業実施に伴う奨励援助の件について総務課長から説明をお願いします。
総務課長	[事業実施に伴う奨励援助の件について報告あり]
委員長	何か質問等はございますか。
大矢委員	②の第 48 回教育者研究会についてですが、どなたが発表されるのでしょうか。
教育政策課長	味舌小学校、以登田校長です。
委員長	その他に移ります。
教育政策課長	[以下、参考資料等により、(2) 平成 23 年度 4 月の問題行動等の件数について報告あり]
委員長	何か質問等はございますか。
大矢委員	1 の方の事案なのですが、読んでいってよく分からなかったの

すが、加害者の女の子もショックを受けたのですか。

教育政策課長

加害者の女の子は、被害者の女の子が自分自身の言動によって傷ついたということにショックを受けたようです。

委員長

他に何かありませんか。なければ次に移ります。

教育政策課長

[以下、参考資料により、(3) 平成 22 年度摂津市立中学校卒業生進路状況について報告あり]

教育長

柴島からの下の合計は何処に記載されているのですか。

教育政策課長

専門学科の進学者の合計 77 名と 19 名です。

委員長

他に何かありませんか。なければ次に移ります。

教育政策課長

[以下、参考資料により、(4) 平成 23 年度当初国・私立中学への進学者について報告あり]

委員長

他に何かありませんか。なければ次に移ります。

教育政策課長

[以下、参考資料により、(4) 平成 23 年度摂津市小中学校学力向上プランについて報告あり]

委員長

何か質問はございますか。続きまして、各課事業報告及び結果報告について、総務課長より説明をお願いします。

総務課長

[各課事業予定及び結果報告について説明あり]

委員長

開会の冒頭に説明いたしましたとおり、暫時休憩をとりまして、議案第 47 号「平成 24 年度使用小学校教科用図書調査員の任命の件」の審議を秘密会といたしまして再開したいと思います。暫時休憩といたします。

【暫時休憩】

委員長

それでは、再開いたします。

委員長

【以下、秘密会のため削除】

これにて、秘密会を解きます。これで平成 23 年第 5 回定例会を終了いたします。ご苦労様でした。